

2022年12月6日

お客様各位

Booking 時の貨物明細の誤申告及び不正申告に関する罰則規定のご案内

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

掲題につきまして、Booking 時にご申告いただいた貨物明細と実際に積載された貨物とに齟齬が発見され、安全運航と各国法令・規制順守に問題が生じる場合において、以下の通り罰則規定を設定することといたしました。

お客様におかれましては、上記事情をご理解いただき正確な貨物明細のご申告にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

チャージ名	Compensation for Breach of Agreement
略称	CBA
対象	全航路
適用開始日	2023年1月1日（北米航路以外 - 積地出港日基準） （北米航路 - 積地搬入日基準）

料率 / 対象貨物	1) Booking 時に貨物の詳細情報を求める非危険品	2) 危険品
本船出港後にお客様より貨物明細の修正のご連絡をいただいた場合	USD 3,000/Unit	USD 15,000/Unit
本船出港後に弊社より貨物明細の修正のご連絡を差上げた場合	USD 6,000/Unit	USD 30,000/Unit

[注意点]

- 1)には化学品やバッテリー等、船積み際に注意が必要な非危険品貨物全般を含みます
- 各国当局の法令・規制、また弊社独自の規定に則ったお船積みにご協力をお願いします
- 当チャージをお支払いいただけない場合、修正申告の受付や貨物のお引き渡しをお断りする可能性がございます

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当までお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

以上